

# 令和元年度9月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年9月25日 午前9時30分～10時45分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 二上 英一 3番 内野 喜昭  
4番 池田 稔 5番 木下 信夫 6番 斉藤 博之  
7番 川口 浩 8番 西海 静夫 9番 山田 茂美  
10番 野村 與志次 11番 石井 進 12番 田中 唯喜  
13番 本橋 与志喜 15番 小林 澄子 16番 福原 浩昭  
17番 町田 健

欠席委員 14番 新井 祥穂

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。西海会長のあいさつの後、引き続き西海会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

議席番号14番 新井 祥穂委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 本橋 与志喜委員、15番 小林 澄子委員を指名いたします。

## 1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号につきましては、12番 田中委員が関係人となっている案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該案件の審議開始から終了まで、退席をお願いします。議案第1号終了後に入室、着席をしていただきます。

(田中委員退席する。)

議 長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。登記地目は畑、現況地目は境内地です。面積は356平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は境内地です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地に薬師堂、石塔等があるが、許可を得ていないことが判明したため、改めて申請するものです。

以上の1件です。

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、既に薬師堂、石塔等が設けられていました。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委 員： (挙手)

議 長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

議案第1号は終了したため、12番 田中委員の入室を認めます。

(田中委員着席する。)

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字月野原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は200平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字荒幡字本村前の4筆です。いずれも登記地目は田、現況地目は畑です。面積は4筆合わせて393平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は966平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、資材置場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号4番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は193平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、水道・下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから、第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号5番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は208平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の伯父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号6番、所在地は糎谷の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて403平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の6件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしけれ

ば挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号5番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号5番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号5番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号6番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号6番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号6番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ケ台の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,615平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年10月1日から令和3年9月30日までの2年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ケ台の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて3,088平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字十三部の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて5,380平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,711平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、既に畑の一部に砂利が敷いてあり、問題であると思われる。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておらず、当該計画については、妥当ではないと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号3番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号3番について、否決でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号3番については、全会一致により否決とします。

申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号4番について、意見はありますか。

意見がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（挙手）

議長：申請番号4番については、全会一致により決定とします。

#### 4 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、14件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明をしました。

以上です。

議長：ほかに何かございますか。

事務局：若松町土地区画整理事業が地元の区画整理組合によって施行されますが、その区域内の農地の取り扱いについて、農業委員会の意見を求められていますので、協議をお願いいたします。

議長：それでは、説明をお願いします。

事務局： 令和元年8月23日付で、若松町土地区画整理組合設立準備会から、若松町の土地区画整理事業の実施にあたり、旧暫定逆線引地区を市街化区域に編入する際の農地の取り扱いについての意見照会がありました。事務局案としては、当該予定区域の市街化区域編入の申し出については異存がないこと、区域内農地の所有権移転等の権利移動については農地法の規定による手続きをされるようお願いするという旨の回答をしようと考えておりますが、各委員のご意見を伺います。

議長： 事務局から説明がありましたが、意見はありますか。  
意見がないようですので、事務局案を意見とすることよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは、事務局案を意見といたします。  
以上ですべての議事を終了とします。

池田会長職務代理者により閉会した。